

Ⅶ 資 料

1 鹿児島大学農学部附属農場規則

平成16年4月21日
農規則第8号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鹿児島大学農学部附属農場（以下「農場」という。）の組織及び運営については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 農場は、フィールド農学に関する実習教育を担当するとともに、農学理論の総合化、実用化に関する試験研究及び地域貢献を行うものとする。

第2章 管理運営の業務

(施設)

第3条 農学部構内に農場本部を置くほか、次の位置に農場施設を置き、農場の業務を分掌する。

2 植物部門

- (1) 学内農場農事部 鹿児島市郡元一丁目21番24号（農学部構内）
- (2) 唐湊果樹園 鹿児島市唐湊三丁目32番1号
- (3) 指宿植物試験場 指宿市十町1291番地

3 動物部門

- (1) 入来牧場 薩摩川内市入来町浦之名字大谷4018番地の3
- (2) 学内農場畜産部 鹿児島市郡元一丁目21番24号（農学部構内）

4 農場業務の区分は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部 企画調整、情報管理、労務管理、一般事務
- (2) 学内農場農事部 主として普通作、野菜・花卉園芸に関する事項
- (3) 唐湊果樹園 主として果樹園芸に関する事項
- (4) 指宿植物試験場 主として熱帯有用植物の導入順化、温暖地作物栽培及び泉熱利用園芸に関する事項
- (5) 入来牧場 主として畜産、飼料作物及び食品加工に関する事項
- (6) 学内農場畜産部 主として家畜の飼養管理に関する事項

(組織)

第4条 管理運営の組織は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農場長
- (2) 農場主事
- (3) 植物部門主任、動物部門主任
- (4) 技術総括、技術職員
- (5) 農場事務係長
- (6) その他の職員

(農場長等)

第5条 農場長の選考については、別に定めるところによる。

2 農場主事は、農場専任の教授、准教授又は講師のうちから鹿児島大学農学部教授会（以下「教授会」という。）

の議を経て、学部長が命ずる。

3 前条第1項第3号の各主任（以下「主任」という。）は、農場教員のうちから教授会の議を経て、学部長が命ずる。

(職務)

第6条 農場長は、農場の業務を掌握し、第2条の規定による使命遂行の任に当たるとともに、農場の管理運営の全般を統括する。

2 農場主事は、農場長を補佐し、農場の業務を処理し、農場長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 主任は、農場長及び農場主事の指示に従い、担当部門の予算計画、予算執行、技術職員の資質向上及び施設運営全般を統括する。

- 4 技術総括は、主任の指示に従い、所属技術職員を統括し、業務の処理運営に当たる。
- 5 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

第3章 農場会議

(農場会議)

第7条 農場に、農場の管理運営並びに教育実習に関する事項を審議するため、農場会議を置く。

(委員)

第8条 農場会議は、次の委員をもって構成する。

- (1) 農場長
- (2) 農場主事
- (3) 植物部門主任、動物部門主任
- (4) 学部選定委員 7人
 - イ 生物生産学科 5人(各講座1人)
 - ロ 生物資源化学科 1人
 - ハ 生物環境学科 1人
- (5) 総務課長(人事案件については除く。)

(審議事項)

第9条 農場会議は、次の事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関する事。
- (2) 実習教育の基本方針に関する事。
- (3) 教員の人事に関する事。
- (4) 兼任教員の選考に関する事。
- (5) 予算及び決算に関する事。
- (6) 概算要求に関する事。
- (7) 学生の実習教育に関する事。
- (8) その他管理運営及び実習教育に関する重要事項

(委員長)

第10条 農場会議は、農場長が招集し、その議長となる。

- 2 農場長に事故があるときは、第6条第2項の規定にかかわらず、委員の互選により議長を選出する。

(議事)

第11条 農場会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 農場会議は、必要があると認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第13条 第8条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第14条 農場会議に幹事を置き、総務課長代理及び農場事務係長をもって充てる。

- 2 幹事は、農場会議の事務を処理する。

第4章 運営委員会

(運営委員会)

第15条 農場の管理運営の円滑を期するために、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の者をもって構成し、農場長が召集する。
 - (1) 農場長(委員長)
 - (2) 農場主事
 - (3) 植物部門主任、動物部門主任
 - (4) 技術総括
 - (5) 第17条による実習教育に携わる兼任教員の中から3名
 - (6) 総務課長代理
 - (7) 農場事務係長

- 3 運営委員会は、農場の管理運営に関する具体的な次の事項を協議し、議事要旨を農場会議に報告し、第9条に関する事項については承認を受けるものとする。
- (1) 農場の経営に関する事項
 - (2) 技術職員の人事に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 学生の実習指導に関する事項
 - (5) 試験研究に関する事項
 - (6) 農場生産物に関する事項
 - (7) その他農場長が必要と認めた事項
- 4 農場長に事故があるときは、農場主事が代行する。
- 5 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決するところによる。
- 6 第15条2(5)の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

(報告)

第16条 農場長は、農場の管理運営上特に重要な事項については、学部長に報告し、教授会の議を経なければならない。

(実習教育)

第17条 実習教育の内容等に関する事項は、別に定める。

(生産物)

第18条 農場生産物の取扱いについては、法令の定めるところによるほか、別に定める。

(施設等の利用)

第19条 学部講座が教育又は研究の必要上、農場施設の使用又は生産物を利用する場合は、あらかじめ農場長の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月16日から施行し、平成16年10月12日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月16日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 鹿児島大学農学部附属農場における実習教育に関する要項

平成19年2月21日
教授会制定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学農学部附属農場規則第17条に基づき、学生等の実習教育について必要な事項を定める。

(実習教育組織)

第2 学生等に対し、先進的・先導的なフィールド農学を実習教育するために、農場に実習教育組織を置く。

第3 実習教育に関する各施設の主たる役割分担並びに実習担当者は、次に掲げるものとする。

- (1) 農場主事
- (2) 学内農場農事部(分野の専任及び兼任教員、技術職員)

普通作物，野菜および花卉の栽培管理

- (3) 唐湊果樹園（分野の専任及び兼任教員，技術職員）
果樹の栽培管理
- (4) 指宿植物試験場（分野の専任及び兼任教員，技術職員）
温暖地作物栽培及び泉熱利用園芸作物の栽培管理
- (5) 入来牧場（分野の専任及び兼任教員，技術職員）
家畜飼養，飼料作物の栽培，食品加工
- (6) 学内農場畜産部（分野の専任及び兼任教員）
家畜の飼養管理その他

（兼任教員の選出）

第4 兼任教員は，農場会議が必要に応じて学部の教員から選出し，学部長が委嘱する。

（教職員の役割）

第5 農場主事は，実習教育委員会の方針に基づき，農場実習全般を統括する。

- 2 植物部門及び動物部門専任教員は，農場実習を適正かつ円滑に進めるために，兼任教員及び技術職員と連携し，実習教育に関わる事項の連絡調整に当たる。
- 3 分野の専任教員及び兼任教員は，専門分野に応じた実習教育を主導する。
- 4 技術職員は，教員の指示に従い，実習教育に当たる。

（実習教育委員会）

第6 実習教育内容の高度化及び充実を期するために，実習教育委員会を置く。

- 2 実習教育委員会は，次の委員をもって構成する。
 - (1) 農場長（委員長）
 - (2) 農場主事
 - (3) 農場専任教員
 - (4) 兼任教員
 - (5) 農場事務係長（幹事）
- 3 実習教育委員会は，次の事項について協議し，それらについては農場会議の承認事項とする。
 - (1) 実習教育のあり方に関すること。
 - (2) 実習教育プログラムの策定に関すること。
 - (3) 農場実習改善経費の課題検討に関すること。
 - (4) 兼任教員配置に関すること。
 - (5) その他農場長が必要と認めた事項
- 4 農場主事は，農場専任教員，兼任教員及び技術職員を構成する植物部門及び動物部門小委員会を招集し，実習教育委員会の方針に基づいて，実習教育プログラムを策定する。

附 則

この要項は，平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は，平成20年7月16日から実施し，平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要項は，平成23年4月20日から実施し，平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は，平成24年4月1日から実施する。

3 氣象表

第36表 唐湊果樹園 (2012年1月~12月)

月	半旬	最高氣溫 (℃)	最低氣溫 (℃)	平均氣溫 (℃)	降 水 量 (mm)
1	1	10.0	3.2	6.6	1.5
1	2	13.1	2.3	7.7	0.0
1	3	10.3	1.9	6.1	10.0
1	4	12.9	5.7	9.3	30.5
1	5	10.9	2.7	6.8	2.0
1	6	11.4	1.8	6.6	8.5
1月平均氣溫/降水量		11.4	2.9	7.2	52.5
2	1	9.1	-1.3	3.9	4.5
2	2	12.0	4.0	8.0	33.0
2	3	15.6	6.4	11.0	29.5
2	4	10.3	1.1	5.7	0.0
2	5	15.9	8.3	12.1	37.0
2	6	13.9	6.0	10.0	41.5
2月平均氣溫/降水量		12.8	4.1	8.4	145.5
3	1	16.3	11.9	14.1	67.5
3	2	14.3	8.5	11.4	32.5
3	3	13.1	2.9	8.0	0.0
3	4	15.8	8.9	12.4	30.5
3	5	17.5	6.3	11.9	41.0
3	6	18.7	6.0	12.4	16.5
3月平均氣溫/降水量		16.0	7.4	11.7	188.0
4	1	18.1	7.7	12.9	53.5
4	2	20.1	7.2	13.7	0.0
4	3	19.9	11.6	15.8	69.5
4	4	22.7	13.1	17.9	1.0
4	5	23.4	13.8	18.6	146.0
4	6	21.0	11.7	16.4	26.0
4月平均氣溫/降水量		20.9	10.9	15.9	296.0
5	1	26.5	17.3	21.9	31.5
5	2	27.2	16.3	21.8	0.0
5	3	23.2	15.7	19.5	35.5
5	4	25.4	18.8	22.1	11.0
5	5	24.4	16.3	20.4	2.0
5	6	25.6	17.3	21.5	2.5
5月平均氣溫/降水量		25.4	17.0	21.2	82.5
6	1	25.0	18.8	21.9	20.0
6	2	26.5	18.5	22.5	27.5
6	3	27.3	19.9	23.6	158.0
6	4	28.1	21.1	24.6	87.0
6	5	25.6	20.3	23.0	361.5
6	6	26.1	21.7	23.9	204.0
6月平均氣溫/降水量		26.4	20.1	23.2	858.0

月	半旬	最高气温 (℃)	最低气温 (℃)	平均气温 (℃)	降水量 (mm)
7	1	29.5	22.7	26.1	38.0
7	2	29.9	23.0	26.5	36.5
7	3	30.4	24.2	27.3	155.0
7	4	30.9	24.9	27.9	172.0
7	5	32.2	23.4	27.8	14.5
7	6	33.4	24.5	29.0	2.0
7月平均气温／降水量		31.1	23.8	27.4	418.0
8	1	31.7	25.9	28.8	59.0
8	2	32.8	25.3	29.1	2.0
8	3	32.2	25.8	29.0	121.0
8	4	34.1	25.1	29.6	2.0
8	5	32.6	24.9	28.8	40.5
8	6	31.3	23.8	27.6	113.5
8月平均气温／降水量		32.5	25.1	28.8	338.0
9	1	31.5	22.2	26.9	27.0
9	2	30.6	23.2	26.9	0.5
9	3	31.4	22.8	27.1	50.5
9	4	26.9	19.8	23.4	55.5
9	5	26.5	16.7	21.6	33.5
9	6	26.5	17.7	22.1	81.5
9月平均气温／降水量		28.9	20.4	24.7	248.5
10	1	27.4	16.2	21.8	0.0
10	2	26.5	18.2	22.4	0.0
10	3	25.1	18.0	21.6	0.0
10	4	24.4	14.7	19.6	20.5
10	5	22.4	13.1	17.8	4.0
10	6	22.6	14.1	18.4	11.0
10月平均气温／降水量		24.7	15.7	20.2	35.5
11	1	18.6	9.2	13.9	20.0
11	2	19.8	10.7	15.3	18.5
11	3	18.5	8.7	13.6	36.5
11	4	16.9	7.4	12.2	25.0
11	5	17.0	7.9	12.5	6.0
11	6	15.1	6.7	10.9	16.5
11月平均气温／降水量		17.7	8.4	13.0	122.5
12	1	12.8	5.7	9.3	15.0
12	2	11.7	2.5	7.1	5.0
12	3	14.1	4.7	9.4	33.5
12	4	13.8	4.4	9.1	0.0
12	5	12.3	3.6	8.0	26.5
12	6	12.7	3.3	8.0	29.0
12月平均气温／降水量		12.9	4.0	8.5	109.0
年平均气温／降水量		21.7	13.3	17.5	2894.0
年 極值		34.1	-1.3		361.5

指宿植物試験場の気象表について

これまで、指宿植物試験場においても平成7年4月から気象観測装置を一新し、気象データを記録してきた。しかし、16年が経過し、経年劣化による故障も多発してきており、気象データとしての高い信頼性に耐えうる状況に疑義が生じたため、現在、更新などについて検討を行っている。

なお、同試験場内には気象庁のアメダスが設置されており、検討結果が出るまでは、それを利用することとした。